

10. 下水道の整備

2. 下水道の主な各種計画

下水道事業は様々な計画を策定し、それに基づき実施をしています。(図一⑩ー2、図一⑩ー3)

(1) 流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画は、水質環境基準の類型が指定されている河川、湖沼等の公共用水域について、これを達成維持するうえで必要な下水道整備を最も効率的に実施するために、公共下水道や流域下水道などの上位計画として、下水道法に基づき、都道府県が策定します。

(表一⑩ー2、図一⑩ー4)

(2) 全県域污水適正処理構想

全県域污水適正処理構想は、各市町村の整備区域や整備スケジュールをまとめたものであり、地域の特性にあった污水处理施設の整備・運営管理を計画的かつ効率的に推進することを目指しています。(表一⑩ー3、図一⑩ー5)



←左のQRコードを読み取ると千葉県全県域
污水適正処理構想のリンクへ

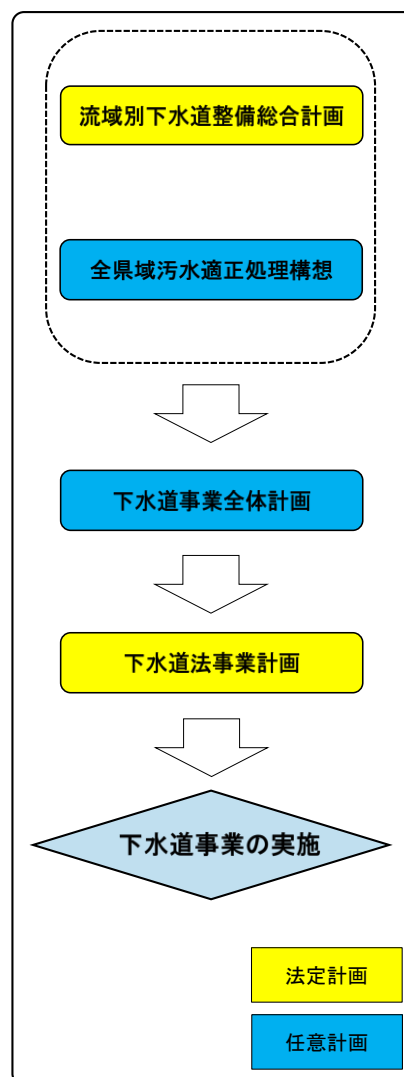
(3) 全体計画

全体計画は、流域別下水道整備総合計画等に定められた目標等に基づき、将来的な下水道施設の配置計画を定めたものです。

(4) 事業計画

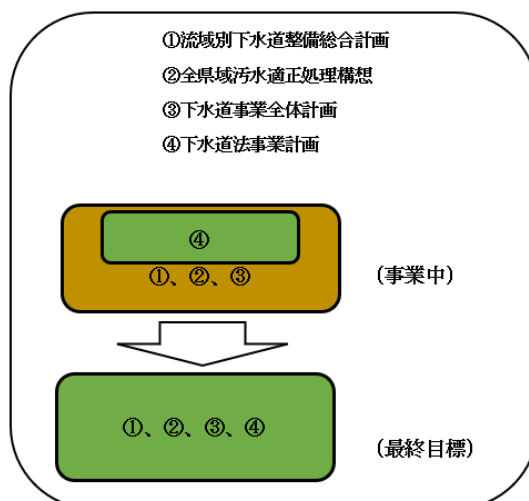
事業計画は、全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設配置等を定めた計画です。下水道を設置しようとするときは、下水道法に基づき事業計画を策定する必要があります。

図一⑩ー2 下水道の主な計画



図一⑩ー3 各計画における下水道の

計画区域(イメージ図)

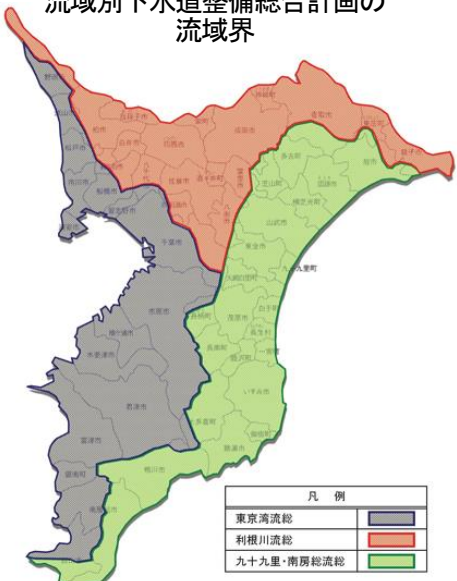


10. 下水道の整備

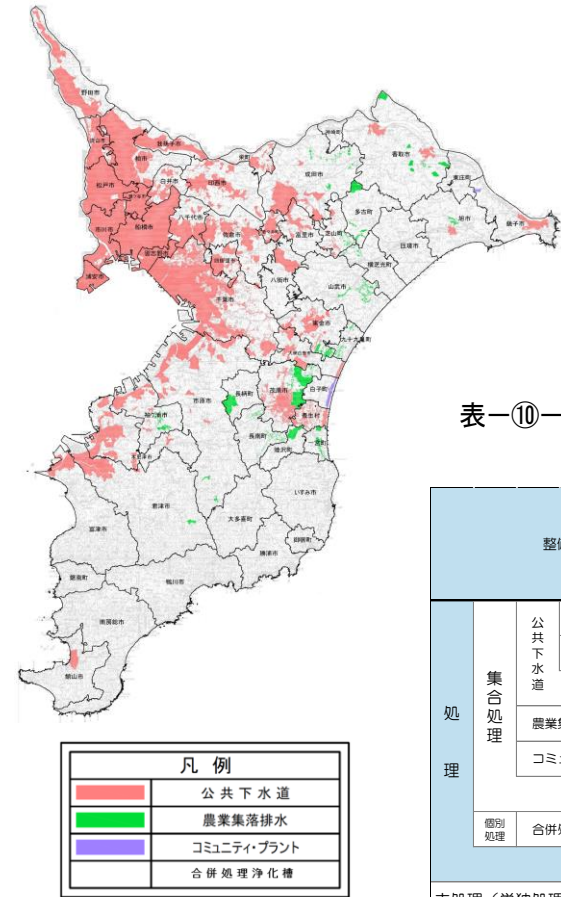
表一⑩ー2 流域別下水道整備総合計画

流総計画名	関係市町村	計画処理人口 (千人)	計画下水水量 (千m ³ /日最大)	策定年月日
東京湾	32市町	4,134.7	2,167.5	R6.9
利根川	26市町	2,184.7	1,219.0	H24.3
九十九里・南房総	30市町村	116.7	55.9	R6.9

図一⑩ー4
流域別下水道整備総合計画の
流域界



図一⑩ー5 全県域污水適正処理構想図



表一⑩ー3 全県域污水適正処理における、整備手法別
汚水処理人口普及率の目標値

整備手法			実績値		見直し構想における目標値			
			令和3年度末		令和16年度末		最終目標 (令和31年度末)	
			計 画 処理人口 (千人)	割 合 (%)	計 画 処理人口 (千人)	割 合 (%)	計 画 処理人口 (千人)	割 合 (%)
集 合 処 理	公 共 下 水 道	流域関連公共下水道	3,190	50.6	3,365	55.4	3,288	58.9
		単独公共下水道	1,640	26.0	1,719	28.3	1,636	29.3
			4,830	76.6	5,084	83.7	4,924	88.2
	農業集落排水		46	0.7	35	0.6	30	0.5
	コミュニティ・プラント		8	0.1	4	0.1	3	0.1
			4,884	77.5	5,122	84.4	4,956	88.8
	個別 処理	合併処理浄化槽	795	12.6	753	12.4	627	11.2
			5,679	90.1	5,875	96.8	5,583	100.0
未処理（単独処理浄化槽、くみ取り）			626	9.9	196	3.2	0	0.0
合 計			6,306	100.0	6,070	100.0	5,583	100.0

注1) 個別処理に、大規模工場や工業団地等の大型自家処理施設を含む。
注2) 単独処理浄化槽は未処理に含まれる。
注3) 各項目の割合は、端数整理（四捨五入）しているため、加算値が小計・合計と一致しない場合がある。

10. 下水道の整備

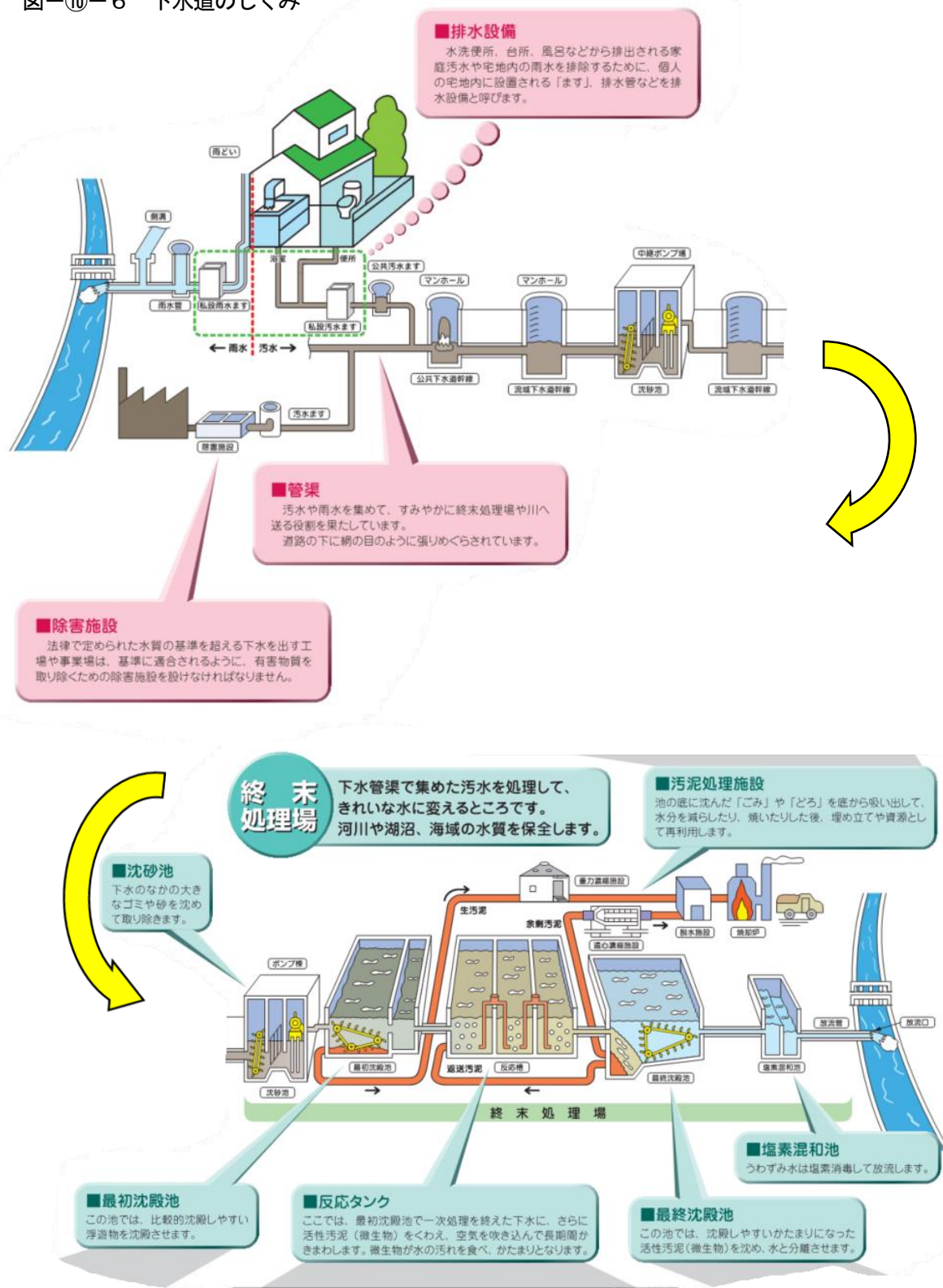
3. 下水道のしくみ

家庭、工場、事業場などからの汚水は、下水管を通じて終末処理場に流入し、きれいな水に処理されて川や海に放流されます。

(1) 下水道施設

下水道施設は管渠（下水管）、ポンプ場、終末処理場などで構成されています。（図－⑩－6）

図－⑩－6 下水道のしくみ



10. 下水道の整備

(2) 下水の排除方式

汚水、雨水を排除するには2つの方法があります。1つは汚水と雨水を一本の管(合流管)に集めて終末処理場まで送る合流式です。もう1つは汚水と雨水を別々の管に集めて、汚水は終末処理場で処理し、雨水は処理せずにそのまま河川などに放流する分流式です。

これらの方法はそれぞれの都市の諸条件によって決められますが、合流式は、雨天時に終末処理場へ流入する下水水量が増加し、処理しきれなくなった場合、一部の汚水が雨水とともに処理されずに直接河川などに放流されるため、水質汚濁防止の観点から好ましくない場合もあり、近年は分流式を採用する都市が多くなっています。(表—⑩—4)

表—⑩—4 下水の市町村別排除状況

区分	市町村名
完全合流	-
完全分流	銚子市、館山市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富津市、大網白里市、酒々井町、栄町
完全分流 (汚水排除のみ)	芝山町、長生村
完全分流 (雨水排除のみ)	勝浦市、鴨川市、匝瑳市、一宮町
分流 (一部合流)	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、習志野市、柏市、君津市、香取市

(3) 雨天時浸入水

近年分流式を採用している下水道において、施設の老朽化の進行や地震による被災、高強度降雨の増加などにより、降雨時に雨水が汚水管に浸入することで下水水量が増加し、マンホールからの溢水などが発生しています。

雨天時浸入水には雨天時の地下水位上昇に伴い汚水管に流入する「雨天時浸入地下水」と、汚水管への雨水管の誤接続などによって汚水管に流入する「直接浸入水」があります。

各下水道管理者によって、「雨天時浸入地下水」に

対しては、汚水管の改築や耐震化を進めるとともに、「直接浸入水」に対しては、下水道法施行令などにおいて排水設備は汚水と雨水を分離して排除する構造とすることなどが定められていることから、誤接続の改善に向けた宅内排水設備調査などの取り組みが行われています。

(4) 下水道使用料

下水道事業の維持管理費は、下水道使用料及び一般市町村費等によりまかなわれています。

下水道使用料は各市町村が条例で定めるところにより徴収されます。

県内市町村では、基本料金をベースとし、水道使用量に応じて使用料を算出する従量料金制を採用しています。

また、使用水が井戸水の場合や水道水と井戸水の併用の場合は、井戸分の水量を世帯人数によって算出する方法が多くの県内市町村で採用されています。

10. 下水道の整備

4. 流域下水道の計画と現況

(1) 流域下水道とは

流域下水道は、市町村が整備する公共下水道からの下水を受け、市町村の行政区域にとらわれることなく広域的に下水を排除し、終末処理場で処理するものです。

県では、印旛沼流域、手賀沼流域及び江戸川左岸流域の3流域において事業を実施しています。(図-⑩-7、表-⑩-5)

図-⑩-7 千葉県流域下水道計画図

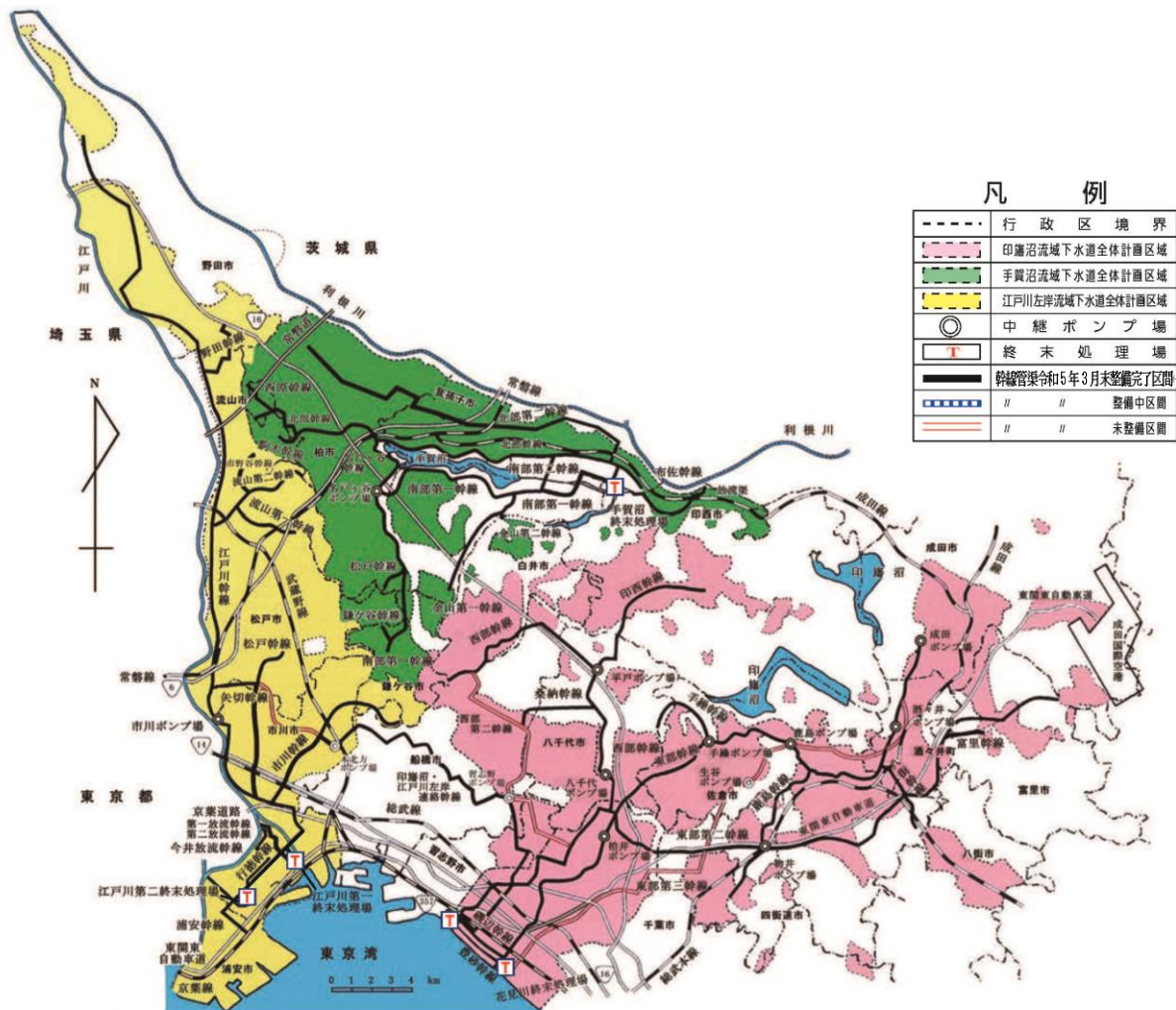
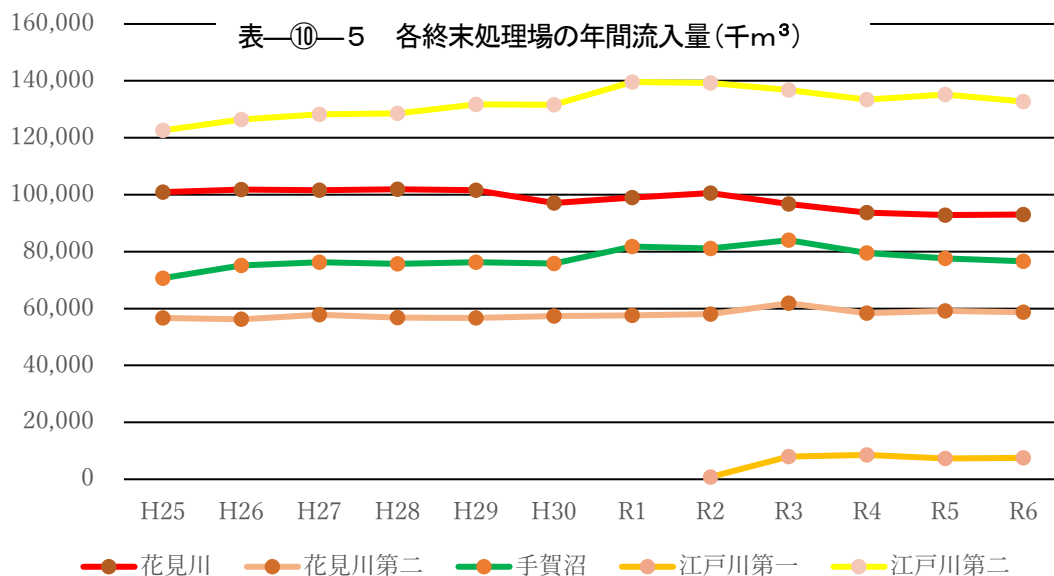


表-⑩-5 各終末処理場の年間流入量(千 m^3)



10. 下水道の整備

(2) 印旛沼流域下水道

印旛沼流域下水道は、印旛沼や東京湾の水質を保全するため、昭和43年度に都市計画決定と事業認可を受け、同年度から事業に着手し、昭和49年4月(1974)に供用開始しています。

令和5年度末においては、花見川終末処理場

は1日平均約25万 m^3 を処理する水処理施設が稼働しています。

また、花見川第二終末処理場は、平成6年6月(1994)に供用開始し1日平均約16万 m^3 を処理する水処理施設が稼働しています。(表—⑩—6、図—⑩—8、図—⑩—9)

表—⑩—6 印旛沼流域下水道の概要

項目	全体計画 ※5		現況
処理面積	24,073 ha		18,165.7 ha
処理人口	1,308,100人		1,326,062人
処理水量	花見川 終末処理場	227,860 m^3 /日 平均	253,702 m^3 /日 ※1※2
	花見川第二 終末処理場	347,890 m^3 /日 平均	161,701 m^3 /日 ※1
管渠延長	217.6 km		166.4 km
中継ポンプ場	11か所 ※3		10か所 ※3
終末処理場	2か所		2か所
排除方式 ※4	分流式		分流式
処理方式	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過法		標準活性汚泥法他
処理場敷地面積	花見川 終末処理場	約21 ha	約21 ha
	花見川第二 終末処理場	約24 ha	約24 ha
計画目標年度	令和31年度		—
関連市町	13市町(12市、1町) 千葉市、佐倉市、成田市、八千代市、船橋市、鎌ヶ谷市、習志野市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町		

※1 令和5年度の日平均流入水量

※2 現在は、標準活性汚泥法で処理しているため、計画処理水量は312,000 m^3 /日です。

※3 印旛沼・江戸川左岸連絡幹線のポンプ場2か所は重複しています。(本北方ポンプ場・習志野ポンプ場)

※4 排除方式には、生活排水等の汚水と敷地内や道路に降った雨水を同じ管で流す「合流式」と別々の管で流す「分流式」があります。

※5 全体計画は令和6年8月に変更

花見川終末処理場



花見川第二終末処理場



10. 下水道の整備

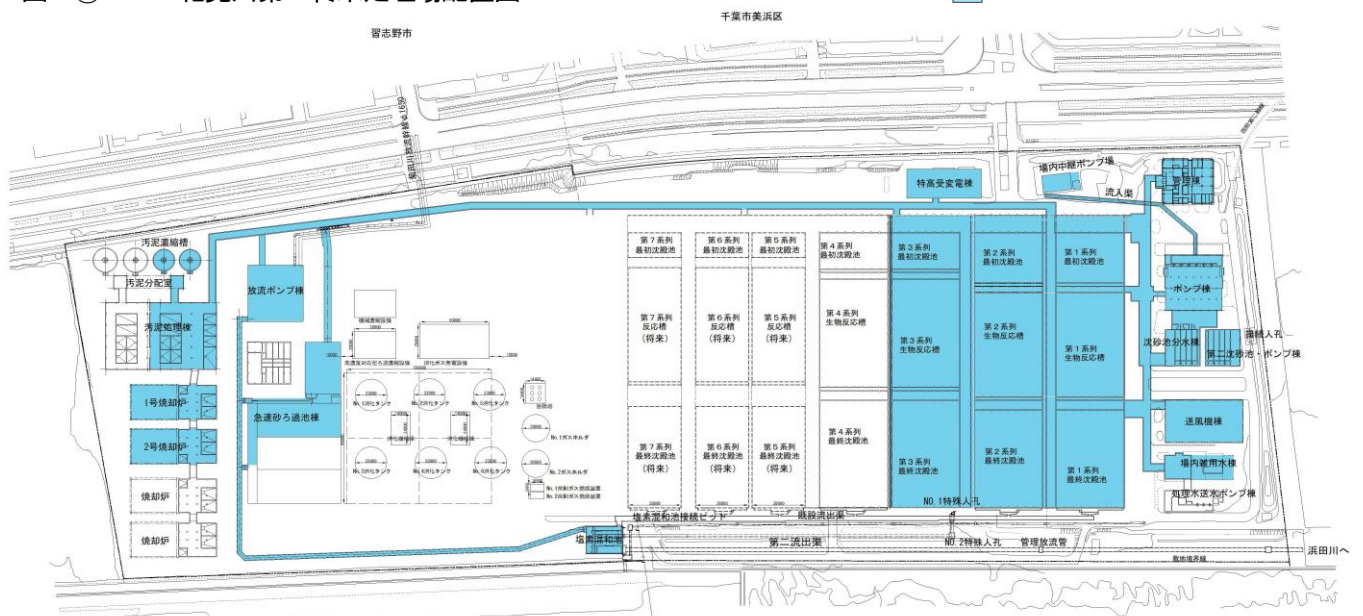
図一⑩ー8 花見川終末処理場配置図

令和6年3月末現在供用部分



図一⑩ー9 花見川第二終末処理場配置図

令和6年3月末現在供用部分6



10. 下水道の整備

(3) 手賀沼流域下水道

手賀沼流域下水道は、手賀沼の水質を保全するため、昭和46年度に都市計画決定と事業認可を受け、同年度から事業に着手し、昭和56年4月(1981)に供用開始しています。

令和5年度末においては、1日平均約21万³を処理する水処理施設が稼働しています。(表―⑩―7、図―⑩―10)

手賀沼終末処理場



表―⑩―7 手賀沼流域下水道の概要

(令和6年3月末時点)

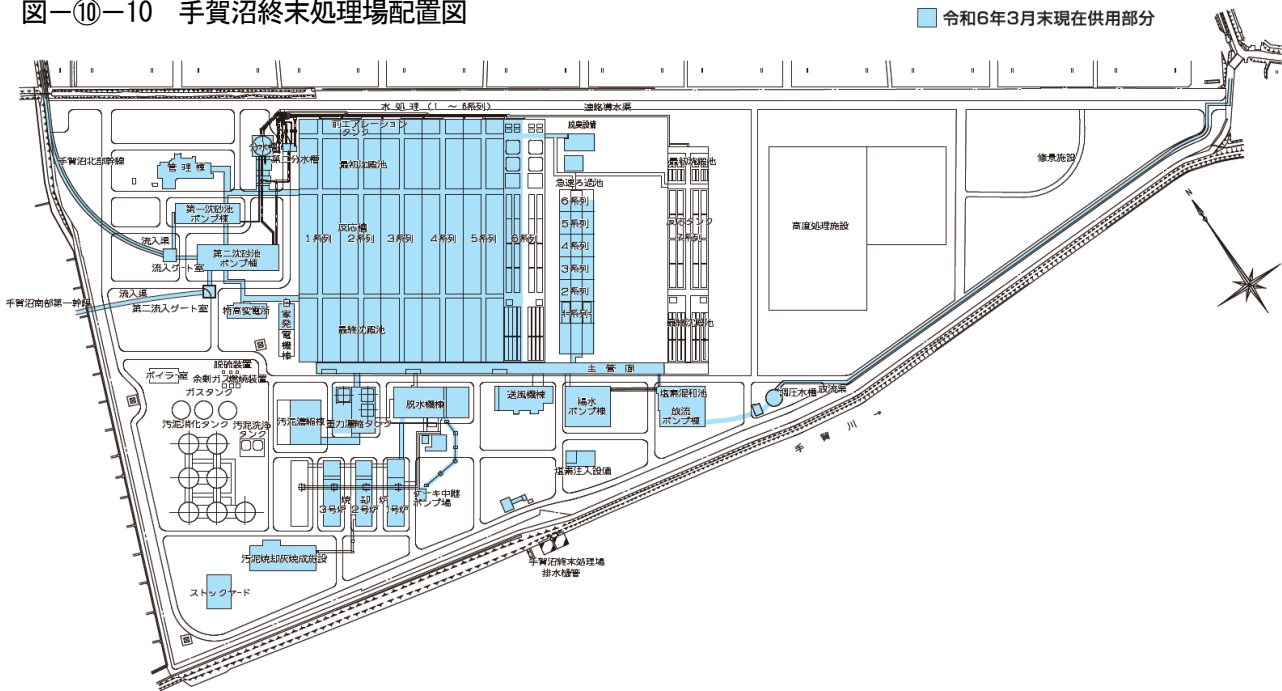
項目	全体計画	現況
処理面積	12,102 ha	7,802.1 ha
処理人口	657,700人	644,873人
処理水量	263,200 m ³ /日 平均	212,061 m ³ /日 ※1
管渠延長	88.3 km	88.3 km
中継ポンプ場	1か所	1か所
終末処理場	1か所	1か所
排除方式 ※2	分流式	分流式
処理方式	標準活性汚泥法+急速ろ過法	標準活性汚泥法+急速ろ過法
処理場敷地面積	約40 ha	約40 ha
計画目標年度	令和8年度	—
関連市	7市 松戸市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市	

※1 令和5年度の日平均流入水量

※2 排除方式には、生活排水等の汚水と敷地内や道路に降った雨水を同じ管で流す「合流式」と別々の管で流す「分流式」があります。

図―⑩―10 手賀沼終末処理場配置図

令和6年3月末現在供用部分



10. 下水道の整備

(4) 江戸川左岸流域下水道

江戸川左岸流域下水道は、東京湾や江戸川の水質を保全するため、昭和47年度に都市計画決定と事業認可を受け、同年度から事業に着手し、昭和56年4月(1981)から供用開始しています。

令和5年度末においては、江戸川第二終末処理場は1日平均約37万 m^3 を処理する水処理施設が稼働しています。また、江戸川第一終末処理場では、令和3年3月(2021)に供用開始し1日平均約2万 m^3 を処理する水処理施設が稼働しています。(表—⑩—8、図—⑩—11、図—⑩—12)

表—⑩—8 江戸川第左岸流域下水道の概要

(令和6年3月末時点)

項目	全体計画 ※6		現況
処理面積	19,624 ha		11,738.7 ha
処理人口	1,378,800人		1,277,369人
処理水量	江戸川第一終末処理場	159,670 m^3 /日 平均	19,851 m^3 /日 ※1
	江戸川第二終末処理場	364,000 m^3 /日 平均	369,323 m^3 /日 ※1
管渠延長	115.4 km		105.6 km
中継ポンプ場	3か所 ※2		3か所 ※2
終末処理場	2か所		2か所
排除方式 ※3	分流式(一部合流式)		分流式
処理方式	江戸川第一終末処理場	凝集剤併用型ステップ流入式 多段硝化脱窒法+急速ろ過法	凝集剤併用型ステップ流入式 多段硝化脱窒法
	江戸川第二終末処理場	凝集剤併用型循環式 硝化脱窒法+急速ろ過法	標準活性汚泥法他 ※4
処理場敷地面積	江戸川第一終末処理場	約30 ha	約10 ha ※5
	江戸川第二終末処理場	約26 ha	約26 ha
計画目標年度	令和31年度		—
関連市	8市 市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市		

※1 令和5年度の日平均流入水量

※2 印旛沼・江戸川左岸連絡幹線のポンプ場2か所は重複しています。(本北方ポンプ場・習志野ポンプ場)

※3 排除方式には、生活排水等の汚水と敷地内や道路に降った雨水を同じ管で流す「合流式」と別々の管で流す「分流式」があります。

※4 1～8系列は、標準活性汚泥法で、東系列は、凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過法で処理しています。

※5 第一期区域面積

※6 全体計画は令和6年8月に変更

江戸川第一終末処理場



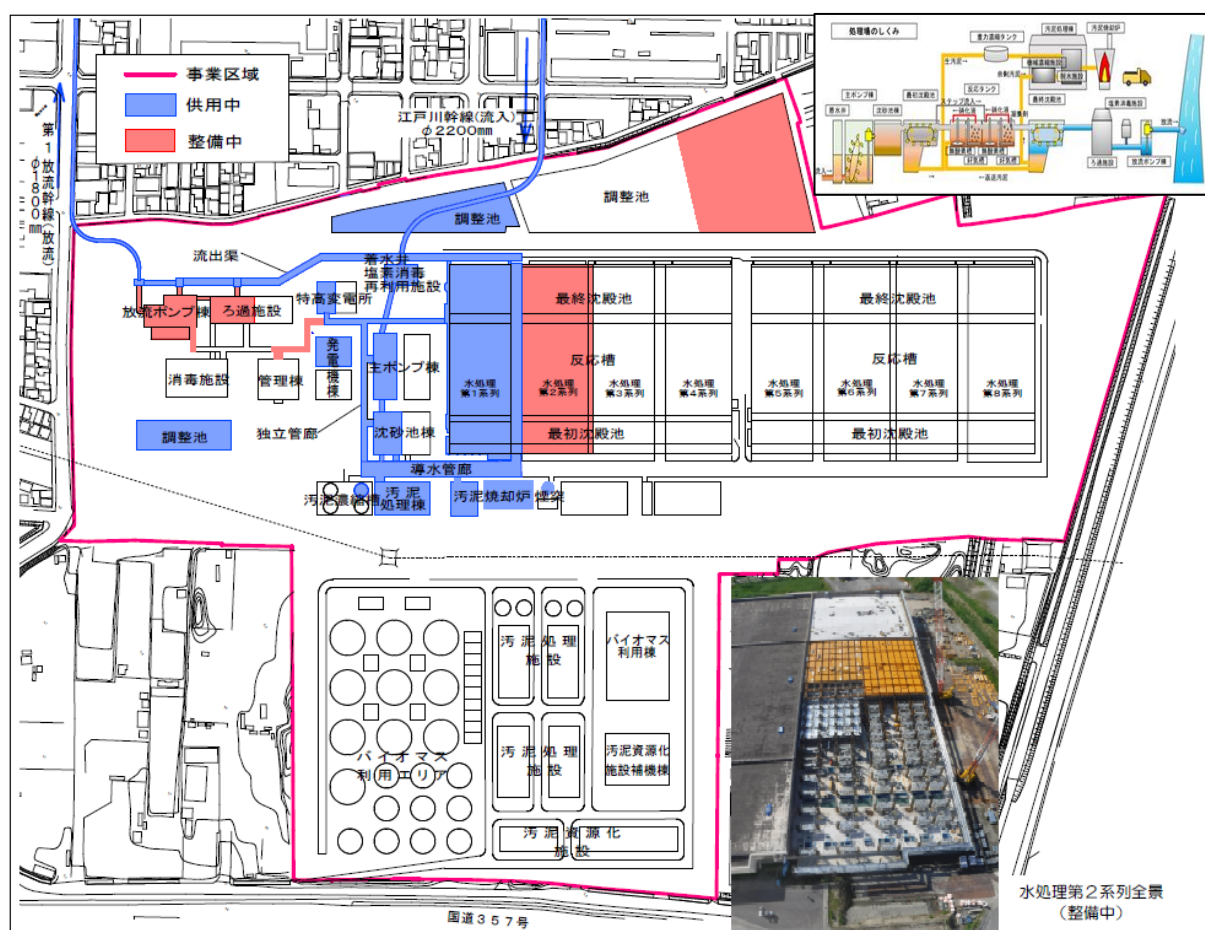
江戸川第二終末処理場

(愛称:南行徳江戸川水再生センター)

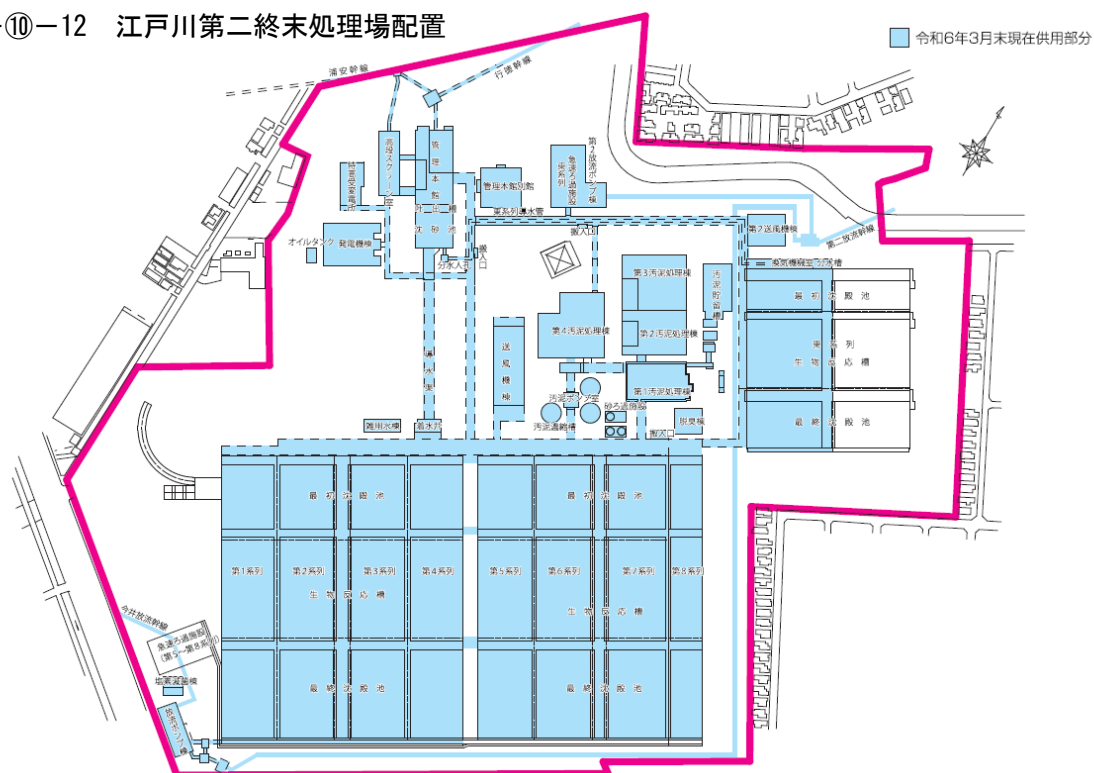


10. 下水道の整備

図一⑩-11 江戸川第一終末処理場 全体平面図



図一⑩-12 江戸川第二終末処理場配置



10. 下水道の整備

(5) 放流水質について

本県の河川・湖沼・海域等の公共用水域の水質は水質汚濁防止法等法令の整備・強化や下水道や農業集落排水の整備、合併処理浄化槽の設置促進等により改善してきました。

しかし、印旛沼、手賀沼、東京湾など水の流動や交換の少ない閉鎖性水域では、富栄養化に起因する植物プランクトンの増殖による二次汚濁等も見られています。

このため、印旛沼・手賀沼については「湖沼水質保全計画」が、東京湾については「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」が策定され、各種水質保全対策が総合的に講じられています。

本県の流域下水道では印旛沼や手賀沼、江戸川等の水質保全のため、各流域から集めて処理した水については、印旛沼流域及び江戸川左岸流域は東京湾、手賀沼流域は利根川へ放流しています。

また、下水処理においては主に従来手法（標準活性汚泥法）を採用していますが、運転方法の工夫により窒素やリン等の除去率の向上を図り、放流水の良好な水質を維持しています。

さらに、閉鎖性海域である東京湾の富栄養化を防ぐため、窒素やリン等の除去率の高い高度処理の段階的な導入を行うこととしており、高度処理化されていない既存施設については、既存施設を最大限活用しながら部分的な施設・設備の改造等を行う段階的の高度処理を進めています。（表一〇—九）

表一〇—九 令和6年度 各流域の放流水質（年平均値）

処理場名	項目	pH	BOD	COD	SS	T-N	T-P
	単位		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
印旛沼流域下水道 花見川終末処理場	法定基準※	5.8~8.6	20	-	70	30	4
	放流水質	6.9	2.3	8.6	1.8	10.5	0.56
印旛沼流域下水道 花見川第二終末処理場	法定基準	5.8~8.6	20	-	70	30	4
	放流水質	7.0	2.6	8.5	1.1	7.7	0.88
手賀沼流域下水道 手賀沼終末処理場	法定基準	5.8~8.6	20	-	70	-	-
	放流水質	7.2	7.7	14	9.2	15.1	1.81
江戸川左岸流域下水道 江戸川第一終末処理場	法定基準	5.8~8.6	20	-	70	20	1.0
	放流水質	7.4	1.9	7.1	1.8	4.7	0.20
江戸川左岸流域下水道 江戸川第二終末処理場	法定基準	5.8~8.6	20	-	70	30	4
	放流水質（1~8系列）	7.0	7.2	10.6	2.9	14.3	0.28
	放流水質（東系列）	7.0	0.9	7.1	<0.5	5.3	0.12

※法定基準・・・水質汚濁法第12条、下水道法第8条

10. 下水道の整備

5. 公共下水道の計画と現況

(1) 公共下水道

公共下水道は、排水区域内の下水（雨水及び汚水）を主として道路等の地下に埋設した管渠で排除し、汚水については管渠の末端に設置した終末処理場、又は終末処理場を有する流域下水道に接続し、処理するものです。

本県においては36市町村（一宮町は雨水排除のみ）が公共下水道事業を実施しています。

（表－⑩－10、表－⑩－11、表－⑩－12）

表－⑩－10 公共下水道の計画概要（令和5年度末現在）

市 町 村	処 理 区	全 体 計 画	
		面積 (ha)	人口 (千人)
千 葉 市	中 央	1,665.0	125.6
	南 部	6,705.0	410.2
	印 旛	4,821.0	403.5
	計	13,191.0	939.3
銚 子 市	芦 崎	1,602.0	44.7
市 川 市	江 戸 川 左 岸	5,077.0	450.2
	西 浦	148.0	13.8
	計	5,225.0	464.0
船 橋 市	西 浦	1,243.4	95.1
	高 瀬	3,134.6	251.8
	津 田 沼	382.0	38.2
	印 旛	1,874.0	134.3
	江 戸 川 左 岸	476.0	36.6
	計	7,110.0	556.0
館 山 市	館 山	450.0	10.8
木 更 津 市	木 更 津	2,988.0	120.0
	君 津 富 津	8.0	0.6
	計	2,996.0	120.6
松 戸 市	江 戸 川 左 岸	5,300.0	404.0
	手 賀 沼	419.0	41.0
	計	5,719.0	445.0
野 田 市	江 戸 川 左 岸	4,184.3	132.1
茂 原 市	川 中 島	2,139.4	68.9
成 田 市	印 旛	2,740.0	95.4
佐 倉 市	印 旛	4,785.7	186.8
東 金 市	東 金	955.4	27.3
旭 市	旭	1,010.0	22.2
習 志 野 市	津 田 沼	1,261.2	96.1
	高 瀬	88.3	11.7
	印 旛	686.0	54.2
	計	2,035.5	162.0
柏 市	手 賀 沼	7,045.3	372.7
	江 戸 川 左 岸	314.7	21.7
	計	7,360.0	394.4
市 原 市	松 ケ 島	1,916.6	62.6
	菊 間	1,597.9	72.0
	南 総	165.7	5.9
	計	3,680.2	140.5
流 山 市	江 戸 川 左 岸	2,123.1	152.2
	手 賀 沼	472.8	21.5
	計	2,595.9	173.7

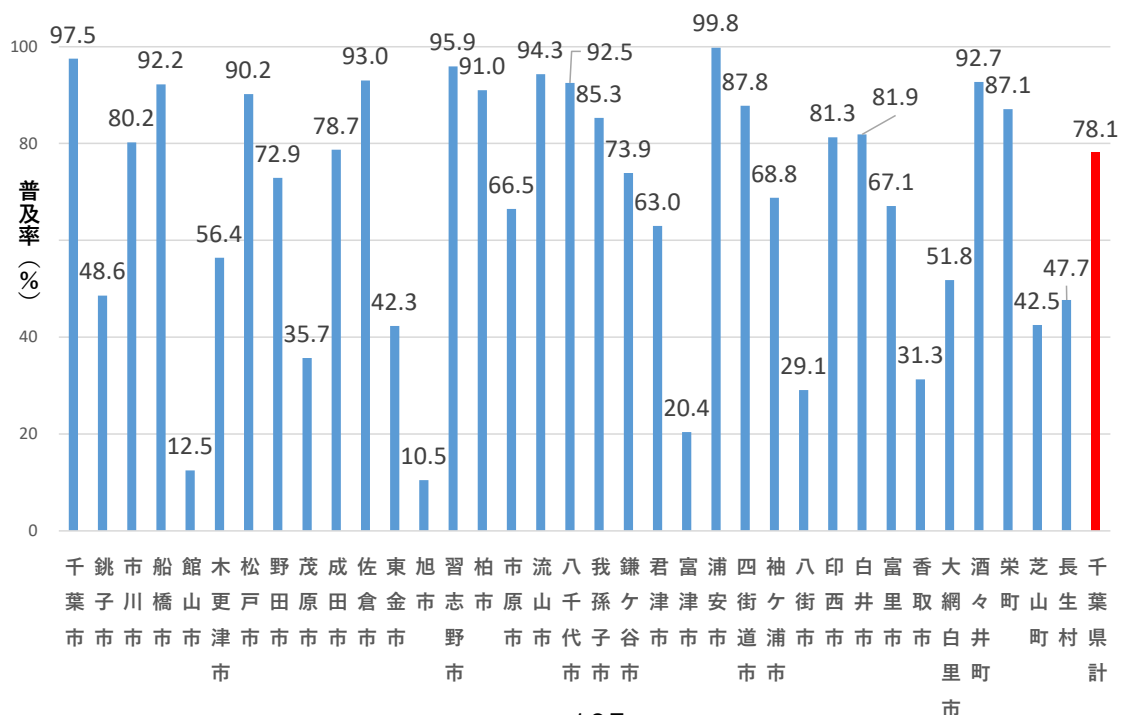
市 町 村	処 理 区	全 体 計 画	
		面積 (ha)	人口 (千人)
八 千 代 市	印 旛	2,373.5	177.3
我 孫 子 市	手 賀 沼	2,334.0	133.7
鎌 ケ 谷 市	印 旛	228.0	22.3
	手 賀 沼	1,009.0	56.9
	江 戸 川 左 岸	495.0	26.8
	計	1,732.0	106.0
君 津 市	君 津 富 津	2,397.1	41.9
	木更津(かずさAP)	339.0	11.3
	計	2,736.1	53.2
富 津 市	君 津 富 津	933.8	10.4
浦 安 市	江 戸 川 左 岸	1,697.0	169.0
四 街 道 市	印 旛	2,050.0	84.3
袖 ケ 浦 市	袖 ケ 浦	1,419.0	49.7
八 街 市	印 旛	1,030.0	16.4
印 西 市	印 旛	2,470.3	71.0
	手 賀 沼	482.0	23.9
	計	2,952.3	94.9
白 井 市	印 旛	772.9	41.4
	手 賀 沼	340.0	8.0
	計	1,112.9	49.4
富 里 市	印 旛	1,092.1	34.0
香 取 市	佐 原	1,117.0	20.7
	小 見 川	845.0	15.4
	計	1,962.0	36.1
大 網 白 里 市	大 網 白 里	952.3	24.5
酒 々 井 町	印 旛	1,303.0	20.8
栄 町	栄 町	737.0	24.5
芝 山 町	小 池	350.7	4.4
長 生 村	長 生	822.0	15.0
内 訳	印 旛	26,226.5	1,341.7
	手 賀 沼	12,102.1	657.7
	江 戸 川 左 岸	19,667.1	1,392.6
	単 独 計	37,373.4	1,695.3
	総 合 計	95,369.1	5,087.3

10. 下水道の整備

表一⑩-11 公共下水道の終末処理場の概要(令和6年度末現在)

市町村名	処理場名	供用開始年月日	排除方式	処理方式	(高度処理の場合、方式を記載)	令和6年度末 現有処理能力 (m3)
千葉市	中央浄化センター	1968/6/1	一部合流 一部合流	標準活性汚泥法 高度処理	嫌気無酸素好気法	59,600 24,700
	南部浄化センター	1981/4/1	分流	標準活性汚泥法 高度処理	嫌気無酸素好気法	68,400 187,400
	銚子市 芦崎終末処理場	1984/3/30	分流	標準活性汚泥法		21,700
市川市	菅野終末処理場	1972/4/1	合流	標準活性汚泥法		16,320
船橋市	西浦下水処理場	1976/4/1	合流	高度処理	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法	81,000
	高瀬下水処理場	1999/4/1	一部合流	高度処理	嫌気無酸素好気法(凝集剤併用)	102,000
館山市	鏡ヶ浦クリーンセンター	1998/4/1	分流	標準活性汚泥法		3,550
木更津市	木更津下水処理場	1985/3/28	一部合流	高度処理	嫌気無酸素好気法	32,950
松戸市	金ヶ作終末処理場	1960/4/20	合流	標準活性汚泥法		12,700
茂原市	川中島終末処理場	1972/10/10	一部合流	標準活性汚泥法		15,410
東金市	東金市浄化センター	1985/3/20	分流	標準活性汚泥法		12,000
旭市	旭市浄化センター	2000/3/31	分流	標準活性汚泥法		6,200
習志野市	津田沼浄化センター	1984/6/1	一部合流	標準活性汚泥法 高度処理	嫌気・無酸素・好気法	54,000 10,100
	松ヶ島終末処理場	1982/1/25	分流	標準活性汚泥法 高度処理	硝化促進型嫌気・無酸素・好気法	32,200 21,000
市原市	菊間終末処理場	1972/6/27	分流	標準活性汚泥法		36,900
	南総終末処理場	2012/4/1	分流	高度処理	凝集剤併用型高度処理 オキシデーションディッチ法	5,400
袖ヶ浦市	袖ヶ浦終末処理場	1984/4/1	分流	標準活性汚泥法		21,600
香取市	佐原浄化センター	1981/7/1	一部合流	標準活性汚泥法		11,900
	小見川浄化センター	1989/3/31	分流	回分式活性汚泥法		4,100
大網白里市	大網白里市浄化センター	1991/4/1	分流	標準活性汚泥法		12,800
栄町	栄町終末処理場	1982/10/1	分流	標準活性汚泥法		10,400
芝山町	芝山クリーンセンター	2005/3/31	分流	オキシデーションディッチ法		2,000
長生村	長生浄化センター	1997/10/1	分流	長時間エアレーション法		2,940
君津富津 広域下水道組合	君津富津終末処理場	1989/12/1	一部合流	高度処理 標準活性汚泥法	凝集剤併用型ステップ流入式 多段硝化脱窒法+急速ろ過法	11,800 40,000

表一⑩-12 都市別下水道処理人口普及率 令和6年度末現在



10. 下水道の整備

(2) 都市下水路の計画と現況

都市下水路は、主として市街地内の雨水排除を目的とするもので、市街地の浸水を防止し、公衆衛生の向上を図る機能を有するものであり、千葉県では10市にわたる30か所の都市下水路を供用しています。(表-⑩-13)

表-⑩-13 都市下水路の概要(令和6年度末現在)

(公共下水道に編入済の都市下水路を除く)			
市町村名	都市下水路名	事業年度	整備済み
			延長 (m)
千葉市	南部1号都市下水路	S31 ~ S36	1,018
	南部2号都市下水路	S29 ~ S32	1,029
	六方都市下水路	S39 ~ H15	8,780
	浜田川都市下水路	S46 ~ H2	3,840
	加曽利都市下水路	S54 ~ S62	470
	桜木都市下水路	S59 ~ S63	1,626
	小金沢都市下水路	S55 ~ S63	2,032
	貝塚都市下水路	S62 ~ H17	1,427
市川市	北方都市下水路	S59 ~ S62	1,540
木更津市	岩根都市下水路	S45 ~ H12	2,880
野田市	三ヶ尾都市下水路	H8 ~ H12	1,730
佐倉市	寺崎都市下水路	S40 ~ S55	1,400
	山崎都市下水路	S52 ~ S61	2,179
勝浦市	興津東都市下水路	S47 ~ S49	350
	興津都市下水路	S48 ~ S52	260
	串浜都市下水路	S49 ~ S52	400
	新官都市下水路	S52 ~ S55	400
	出水都市下水路	S45 ~ S59	1,010
	鶴原都市下水路	S57 ~ S62	360
流山市	和田堀都市下水路	S48 ~ S55	2,850
	名都借都市下水路	S55 ~ H元	2,000
	川田都市下水路	S39 ~ S42	847
鴨川市	前原下都市下水路	S39 ~ S41	611
	沼里都市下水路	S44 ~ S49	1,179
	東条都市下水路	S51 ~ S58	1,900
	第1号都市下水路	S45 ~ S49	1,580
匝瑳市	第2号都市下水路	S51 ~ H15	490
	平野都市下水路	S47 ~ H5	1,231
君津富津広域 下水道組合	伊勢原都市下水路	S50 ~ H21	1,690



寺崎都市下水路(佐倉市)

6. 下水道の多目的利用

下水道は、主に生活排水の排除及び処理を行うために整備されてきました。一方、地球温暖化や社会経済情勢等は大きく変化しています。持続可能な社会を構築するために、下水道の役割も汚水処理や雨水排除だけでなく、健全な水環境の創造、水・資源・エネルギーの活用などより多様化しています。

(1) 処理水の有効利用

本県では、下水道で処理された水の有効利用として、花見川終末処理場の処理水を幕張新都心地区において、トイレ、修景用水等に中水として利用する「再生水利用下水道事業」(4,120 m³/日最大)や冷暖房の熱源として利用する「下水処理水再利用事業(地域冷暖房)」に使用しています。(図-⑩-13)

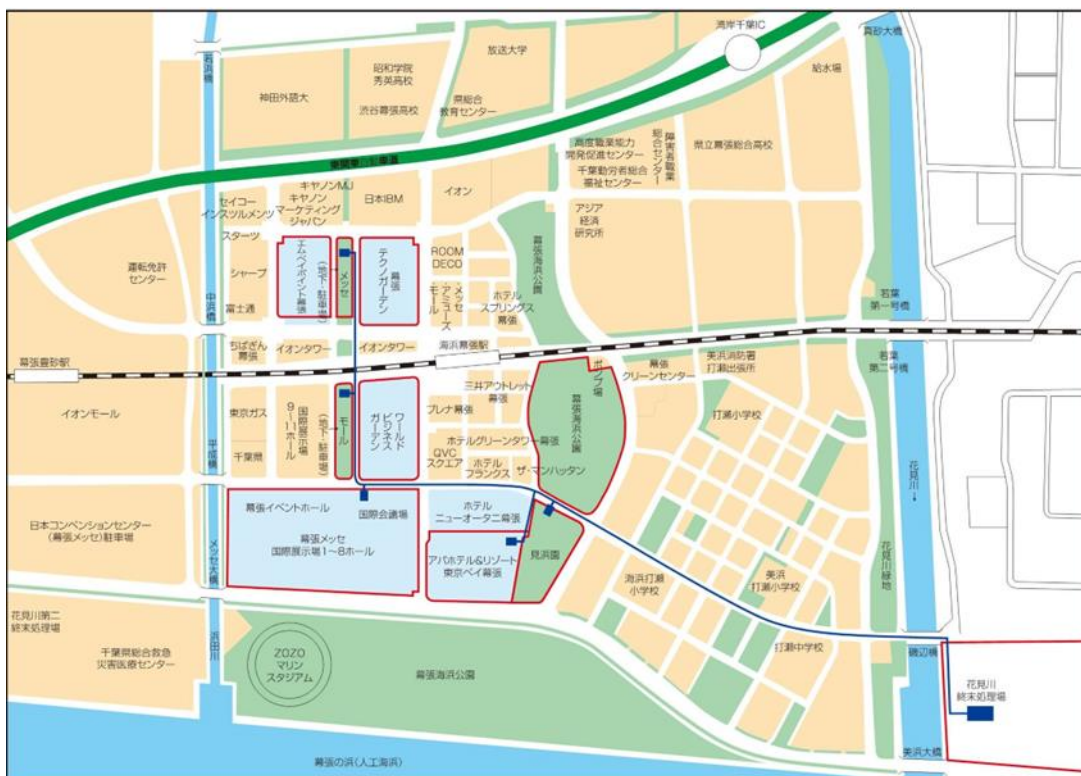
「再生水利用下水道事業」は標準活性汚泥法によって得られた二次処理水を、さらに水質を高める処理をして、再生水として供給するものです。(図-⑩-14)凝集沈殿や砂ろ過では、二次処理で除去しきれない濁りや浮遊物を、オゾン処理では主に色やにおいの除去を行い、利用者の不快感を招かないようにしています。平成元年度より幕張新都心の一部地区を対象に供給(給水能力4,120 m³/日最大)しています。

10. 下水道の整備

図一〇—13 下水処理水再利用事業<地域冷暖房>（幕張新都心 地域熱供給区域図）



図一〇—14 再生水利用下水道事業<中水>（幕張新都心 給水地区）



□：給水施設

10. 下水道の整備

(2) 処理施設の有効利用

処理場施設の有効利用として、花見川終末処理場の水処理施設等の上部においてサッカー場、野球場、芝生広場を有する『美浜ふれあい広場（令和4年6月から処理場内部の構造物改修工事のため閉鎖しています。）』として、江戸川第二終末処理場の水処理施設等の上部において野球場、テニスコート、子供広場、せせらぎ等を有する『福栄スポーツ広場』として整備しています。また、2050年の脱炭素社会実現の一環として、下水道用地内に太陽光発電設備の導入検討を進めています。



花見川終末処理場の処理水の有効利用
(千葉市 メッセモール)

(3) 資源・エネルギーの有効利用

下水汚泥の肥料化は、化学肥料原料の多くを海外に依存していることから、肥料の国産化と安定供給、資源循環型社会の構築の面からも近年注目されています。

千葉県では現在、発生汚泥の一部について処理業者を通じた肥料化がされており、引き続き肥料化される汚泥量の増量や処理場での肥料化の可能性について検討することで、下水汚泥の肥料化に努めます。

また、資源・エネルギーの有効利用として、千葉市、船橋市及び市原市の終末処理場では下水汚泥の消化ガス発電や固形燃料化が行われています。



江戸川第二終末処理場の上部利用
(市川市 福栄スポーツ広場)



汚泥消化ガス発電事業
(船橋市 西浦下水処理場)



下水汚泥固形燃料化施設
(市原市 松ヶ島終末処理場)